

那覇市と特定非営利活動法人日本防災士会沖縄県支部との
防災に係る相互協力に関する協定書

那 覇 市

特定非営利活動法人日本防災士会沖縄県支部

那覇市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人日本防災士会沖縄県支部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、平常時及び大規模災害時（以下「災害等」という。）が発生した場合等における、乙が防災士の有する専門的知識、技能、経験等を活用して甲に対して行う協力について、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、那覇市内に災害等が発生し、又は災害等が発生するおそれがある場合において、協力を要請する必要があると認めるときは、乙に対し、協力を要請することができるものとする。

2 甲は、平常時、協力を要請する必要があると認めるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

3 甲の要請方法は、乙に対し、文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

（平常時の協力）

第3条 乙は平常時から、地域住民、地域団体及び防災関係機関との連携に努め、地域における防災体制の確立に貢献するものとする。

2 乙の平常時における協力については、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）研修会への講師の派遣
- （2）地域防災活動等への指導・助言
- （3）その他防災意識の啓発活動等

（災害時の協力等）

第4条 甲は、必要があると認めるときは、次に掲げる事項に係る協力を文書により乙に要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後、文書を送付するものとする。

- （1）災害時における救助活動への援助
- （2）災害時における避難所運営に係る指導及び援助
- （3）その他災害時において必要と認められる事項

（実施）

第5条 乙は、甲から協力の要請を受けたときは、可能な範囲において協力を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により協力を行った場合は、甲に対し、その状況を文書をもつ

て報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後、文書を送付するものとする。

(経費の負担)

第6条 乙がこの協定に基づく甲の要請による協力を行うために要した経費の負担については、甲、乙が協議して決定するものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては那覇市総務部総務課市民防災室長とし、乙においては支部長とする。

(安全の確保)

第8条 甲は、乙が実施する活動に当たっては、その内容に応じ、安全の確保に配慮するものとする。

(情報提供等)

第9条 甲及び乙は、この協定による活動が円滑に行われるよう、平常時より支障のない範囲で防災に関する情報を交換、共有し、また、連携して防災訓練の実施に努めるものとする。

(秘密の保持)

第10条 甲及び乙は、本協定に基づく協力の際に知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第12条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、いずれか一方より別段の申出がない場合は、この協定は、同一条件で更に1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえそれぞれ1通を保有する。

平成29年 月 日

甲 那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市
那覇市長 城間 幹子

乙 沖縄市南桃原4-44-2 B1
特定非営利活動法人日本防災士会
沖縄県支部
支部長 新城 格